



## 冷戦後の平和と「安全保障」をめぐる憲法論の動向 とその批判的検討ー「国際派」と「国益派」の憲法 論・改憲論ー

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長, 利一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10258/664">http://hdl.handle.net/10258/664</a>

冷戦後の平和と「安全保障」をめぐる憲法論の動向と  
その批判的検討  
—「国際派」と「国益派」の憲法論・改憲論—

長 利 一

**A Trend of Constitutional Theories concerning  
Peace and 'Security' after the Cold War  
and its Critical Study**

Toshikazu Tyou

**Abstract**

In the post - cold war age, particularly after the Gulf War, many regional conflicts have occurred throughout the world. The threats different from those during the cold war are growing. Under these circumstances, the theory of 'international contribution' is dominant and it claims that the maintenance and recovery of 'international peace and security' should be prior to domestic peace and security.

Concerning the amendment of the constitution of Japan, there has been a theory that claims the acknowledgment of the existence of the Self - Defense Forces and the Security Treaty between Japan and the U. S. in view of the national defense. But with the change of the historical framework in international politics, another trend begins to raise its head ; it aims at release from the ban against sending troops overseas by the Self - Defense Forces in view of 'international peace and security' and 'international contribution'.

This paper takes up the two theories and examines them critically. Both theories, one by 'Nationalists' and the other by 'Internationalists', are based not on the 'Pacifism' of the Constitution but on the domestic and international 'Security'. They give the theoretical bases to 'international contribution' and try to enlighten the general public.

## はじめに

ポスト冷戦時代、とりわけ湾岸戦争以降、地球上のいたるところで武力による地域紛争が多発し、米ソ東西対決の冷戦時代とは異なった脅威の地球規模での地域的拡散が見られる。こうした多くの困難を抱える国際社会のなかで、自国の平和—「一国平和」—だけでなく「国際の平和と安全」の維持・回復に対しても経済大国に相応しい積極的な「貢献」を行なうべきだとする「国際貢献論」が世上喧しい。これまでは自国防衛の観点から自衛隊・日米安保条約の違憲合憲の憲法論議が交されてきたのに対し、ポスト冷戦、ポスト湾岸における国際政治の歴史的枠組の転換にともない、最近では、国内での政界再編を契機として、一部のマス・ジャーナリズム<sup>1)</sup>や政治家を中心に、「国際の平和と安全」への積極的「貢献」の立場から自衛隊の海外派兵の「自由化」を説く—「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ—改憲論へと重点移動しつつあることが指摘される<sup>2)</sup>。本稿は、こうした日本と国際の平和と「安全保障」をめぐる最近の動向として、上述のような「国際貢献」論、それ故これに対応するための改憲論に理論的基礎を提供し、また国民世論への積極的な啓発を推進しようとする二つの憲法論—一部の国際法学の立場からの「国際派」の憲法論と、特定の政治的軍事的立場からの「国益派」の憲法論を仔細に読み解くことにより、各々の憲法解釈の内容と、その異同や関係につき、「護憲派」<sup>3)</sup>の憲法学の立場から批判的検討を試みようとするものである。

### 1 「国際派」の憲法論・改憲論<sup>4)</sup>

本稿で何故「国際派」の憲法論を取扱うかということと、「国際派」とは日本国憲法の平和主義との関係においてどのような態度をとる立場なのかということとは密接不可分に結びついている。「国際派」の憲法論とは概ね、冷戦終結を背景とした国際社会の激変にともない、国際法（特に国連憲章、日米安保条約）と憲法との関係を、前者、殊に、憲章の集団安全保障の理念と機能にお

ける胎動という観点から見直そうとする、一部の国際法学の立場からの憲法論をいう。そこで次に、本稿で「国際派」というとき「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」を含意することを予め断っておきたい。その意味内容を以下の3点にわたって説示するが、そのことは同時に、「国際派」の憲法論をここで何故取扱うかの論拠となるところのものである。

第一に、「最近」とは1989年の冷戦終結以後のことであり、とりわけ湾岸戦争を契機に頻発する諸種の地域紛争への対処の仕方をめぐり、殊に日本の軍事力の海外派兵の可能性が当面の課題として意識されつつある時代状況を含意する。第二に、「最近の改憲」とは、これも冷戦終結後に俄かに登場してきた改憲論で、冷戦時代の改憲論（戦前の天皇制への回帰を中心とする伝統的な復古型改憲論を後景としつつ、現行憲法の価値体系を一定程度受容した上で第9条を中心とした改憲を主張する戦後型改憲論を前景とする）とは異なる立場で<sup>5)</sup>、且つ、冷戦後の「国益派」の唱導する「国際貢献」論に対してもさしあたり批判的立場がとられていることにも一応留意しておく必要がある。第三に、「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」とは、従来の「護憲派」に批判的な国際法学とも異なる立場である。これまでも冷戦時代においても、国際法学からの憲法9条批判はあるにはあったが、それは主として自衛権論にかかわって、「武力による自衛権」を承認する国際法秩序（国連憲章等）の観点から、「武力によらない自衛権」の観点からこれを否認する憲法学の立場に対する批判の表明に重点を置こうとするものであった<sup>6)</sup>。これに対し、この立場は自国の平和にかかわってのみ論ぜられてきた従来の自衛権（論）中心の憲法（学）批判から、「国際の平和と安全」に日本がどうかかわってて行くべきかという「安全保障（論）」中心の「平和憲法」批判へと、改憲論を大きく重点移動させている点で際立った特徴がある。それは、これまでの「護憲派」・「改憲派」と異なる「第三の道」と自ら称する改憲論の立場である。

さて、上述のような「国際派」の憲法論の内容に立入ってみると、さしあたりその主な特徴を4点にわたって挙げることができる。

第一に、それは、冷戦後の湾岸戦争その他の種々の地域紛争への国連安保理

の行動を念頭に置いて構想されたプロスト・ガリ国連事務総長報告「平和への課題」に注目し、これに疑問を呈しつつも、基本的にこうした安保理を中心とした国連の動きに国連憲章の集団安全保障体制の理念と機能における胎動の方向を見出すものとなっている。

第二に、「基本的に」と断ったのは、これまでの国連安保理の憲章運用がそのまま承認されている訳でなく、一定の疑問が呈せられているからである。ここでは、従来の米ソを中心とする北側大国主導の安保理の行動への批判がなされ、そうした留保を付した上で本来あるべき国連の集団安全保障体制の理念の機能化（これは最終的には国連軍の編成により担保されるところの「普遍的安全保障体制」と称される）を旨として国連改革の努力目標が掲げられる。例えば、武力制裁に特化しがちな集団安全保障機能の単なる強化ではなく、民生分野での努力と軍縮の確立が説かれる。しかし、固よりその主眼は、このような国連の「普遍的安全保障体制」の実効化に向けての日本の「得意分野」<sup>7)</sup>に特化しない国際責任を問題とするところに置かれている。

そこから、第三に、このような日本の国際責任を果す上での現在の「平和憲法」に関する積極・消極の評価が導かれる。「平和憲法」に対するこうした両極の評価は同根から異なる方向へと伸びる幹の如く寔にアンビバレントな性質のものとなっている。すなわち、それは、「現実主義者」に対する批判へと向かう場合には「平和憲法」の積極的评价となる一方で、「護憲派<sup>8)</sup>」に対する批判へと向かう場合にはその消極的评价となる性質のものである（それ故、このような両極評価は一面で便宜主義的な性質を帯びざるを得ないことに注意）。後述の「批判的検討」との関係でここで留意すべき点は、前者の積極的评价として、「平和憲法」を戦争違法化の歴史的潮流の一環と位置づけた上で、戦後の自己抑制的な軍事政策のなかに憲法の一自覚的でないが故に一客観的な「戦争責任代替機能」を認めていることなどである。後者の消極的评价については後に詳述する。このように、国連の「普遍的安全保障体制」の実現に向けて日本が国際責任を果す上で、これまでの「現実主義者」・「護憲派」とも各々問題があるとされる。

そこで第四に、従来の「伝統的な改憲論とも護憲論とも異なる」「第三の道」が提唱される。すなわち、「国際公共価値志向の憲法」を旨とする方向がそれである。「日本にとっての平和・安全」だけでなく「国際社会の平和と安全」に日本がどうかかわって行くべきかが問題だとして、日本の軍事力による武力行使（一定の武装組織は合憲との前提で）の可否につき、従来の自衛権論だけでなく、それが「国際公共価値」の実現を目的としたものか、国益追求のみを目的としたものかという新たな基準が強調される。この新たな基準から見た場合、そこでの憲法9条解釈は次のようなものとなる。第1項の戦争放棄・武力不行使につき、「国際の平和と安全」という「国際公共価値」の実現のための国連の制裁活動は、個別国家の「国権の発動たる」戦争・武力行使とは本質的に異なる。第2項も、個別国家の国益追求のための戦力保持を禁じたもので「国際公共価値」実現のための一定の実力組織の保持は禁じられていないとする。こうした「解釈改憲<sup>9)</sup>」の立場からは、現行憲法の「解釈の枠内」でも一自衛隊であれ「別組織」であれ—PKOや国連軍への参加も可能ということになる。のみならず、国際社会において経済大国として日本が国際責任を果たして行く上で、21世紀に向けた国家理念の転換の必要性に鑑み、敢えて「国際公共価値」理念を改憲を通じて明文化せよとの明文改憲論が説かれる。そして自らを、「絶対平和主義的護憲論」でもなく日米安保偏重の「現実主義者」の改憲論でもなく、「第三の道」としての「未来志向的・国際主義的改憲志向」と特徴づけるのである。

## 2 「国益派」の憲法論・改憲論<sup>10)</sup>

ここでいうポスト冷戦期の「国益派」は、鳩山一郎、岸信介に代表されるような戦前回帰的な復古的国家主義とか、60年代以降の高度経済成長期における「安保繁栄」論の戦後型の保守的経済主義とかをいうのではない。まして、戦前の天皇制下での「滅私奉公」型の「国益派」ではない。確かに、「わが国の繁栄」を「国益」と看做す点では、冷戦期の「安保繁栄」型を母班としてはい

るが、露骨な「国益」の強調よりも「国際貢献」ないし「国連中心主義」を前面に掲げるのを特徴とし、これが面期的なのである。かといって、「国際派」そのものであるかということ、そうではない。少しく注意して見て行くと、実は「国連中心主義」ではなく「国益中心主義」であることがわかる。そこでは「国際貢献」や「国連中心主義」それ自体が目的なのでなく、あくまで「国益」という目的に従属して手段化されたそれにすぎず、それ故、そうしたシンボリックな標語スローガンは極めて便宜主義的なものであることが明らかとなろう。

#### A 小沢一郎『日本改造計画』<sup>11)</sup>

「国益派」の改憲論のチャンピオンは小沢一郎（以下敬称略）である。彼は、湾岸戦争で日本の経済的繁栄にとって死活的地域である中東の安全が脅かされているのに、米国の要求する軍事的貢献に応えることができなかったのは「負」の遺産だという。現在の繁栄を維持したいと望むのなら「国際社会」の行動に協力すべきであり、そうすることが「国益」（＝「国民の利益」）である、と。以下、同著『日本改造計画』を小稿の問題関心に沿って読んでみよう。

「国際貢献」とは「国際社会」のためでもあるが実は日本が生き残るための活動でもある。「普通の国」とは安全保障面で「国際貢献」のコストを負担できる国のことである。冷戦下では米国が安全保障のコスト負担を肩代りしてきたが、東西対立の解消した冷戦後ではその理由が消滅した。「国益」＝「日本の繁栄」を守るため経済「超大国」に相応しい「ノープレス・オブリージュ」を果せ。しかし、それはあくまで「日米安保を基軸」にしてである。冷戦後、米国は「世界の警察官」から「国連重視」へと戦略転換した。米国との「共同歩調」こそが「国際貢献」である。そのためには受動的な「専守防衛戦略」から能動的な「平和創出戦略」へと転換し、国連の「平和強制部隊」（これは筆者の訳語、以下PEUと略す）（ガリ構想）や国連軍などへの参加ができるよう自衛隊を再編成すべきである（小沢は自衛隊「別組織」論を採る）。そして、それは現行憲法の解釈としても可能である。自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、国連の指揮下で海外で活動させることは「国権の発動」ではないから

憲法上問題がない。それはむしろ、憲法前文の理念や9条の「正義と秩序を基調とする国際平和」を実践することになる。ただ、「国際環境への対応に関する明確な規定がない」のは問題なので、明文改憲を行なうか「平和安全保障基本法」を立法化するか二つの方法がある。何れの場合でも、国連指揮下で活動する国連待機軍の保有と、同軍の国連軍やP K Oなどへの参加を明文化する。国連が機能するよう国連強化に日本も積極的に参画すべきであるが、その際、米国が国連と一体となって活動することが前提条件である。米国が孤立主義に陥らないよう日本は米国に協力すべきである。「理想は、アメリカが徹頭徹尾国連とともに活動することである。そうなれば、日本はアメリカ重視政策と国連中心主義を矛盾なく両立させることができる。」

## B 日本戦略研究センター<sup>12)</sup>『世界に生きる安全保障』<sup>13)</sup>

日本戦略研究センター（以下戦略研と略す）は同書の冒頭で「国際的安全保障に関する提言」（以下「提言」と略す）を掲げているが、そこでは小沢が避けた集団的自衛権への言及が直截に見られる。「提言」では「国際的安全保障活動」なる用語がキー・コンセプトとなっている。これは要するに、国連憲章上の集団安全保障、集団的自衛権、及び憲章上の位置づけが明確でないP K O・P K F、さらにはP E U、「多国籍軍」まで含まれる包括的概念として用いられている。「提言」はその冒頭で「国際的安全保障活動」への自衛隊の参加が「日本の生存と繁栄のための」不可欠の選択である断じ、それだけにその「国益」強調の姿勢は小沢と較べても一層露骨である。以下、「提言」の柱は5点にわたる。

- 1 「国際的安全保障」に協力することが「わが国の生存と繁栄」のためであるという国家理念の確立。「国家固有」の集団的自衛権行使は国際的義務であり、そのことが日米安保体制そのものの強化につながる<sup>14)</sup>。
- 2 そのための国内体制の確立。「憲法解釈の是正」一憲法も国連憲章（42条、51条）の趣旨に従って理解されるべきだ。集団的自衛権の保有は改定安保条約ですでに確認済み。集団的自衛権の行使が「わが国を防衛するための



必要最小限度の範囲」をつねに越えるという政府解釈は誤った解釈であるから是正せられるべきだ<sup>15)</sup>。自衛隊<sup>16)</sup>の「国際的安全保障活動」への参加形態については、42条型の国連軍、多国籍軍、P E U、P K F、集団的自衛権の行使などが是認される。自国防衛とともに「国際的安全保障活動」も自衛隊の基本任務とする（後の本文第3章180頁以下では自衛隊法改正への言及がある）。

3 わが国周辺での武力紛争では「国際的安全保障活動」と防衛とは「渾然一体」である。

4 日米安保体制の見直し。①集団的自衛権行使の双務体制の確立。②紛争発生時の米軍行動のフリーハンドを可能ならしめるため地位協定、事前協議制の見直し。③有事におけるホストネーション・サポート体制の整備。

5 国家の危機管理体制の整備。安全保障会議の活用。法律、政令、命令等の形式によるR O E（Rules of Engagement—交戦法規—筆者の訳語）の策定。

後の本文では分担の各執筆者により「提言」を補足する形で大体次のような見解が示されている<sup>17)</sup>。以下、憲法、日米安保条約の解釈にとり重要と思われる部分だけひろってみよう。憲法9条では「国際紛争を解決する手段」としての武力行使が禁止されているのであって、国連軍への参加、集団的自衛権の行使はこれに該らない。自衛隊の行動範囲として地域的限定はグローバルな国際的責務を果す上で適当でない（同書第1章54～57頁）。長期的には国連の集団安全保障への参加を旨すが、当面国連軍の実現は困難であるから国連機能の限界を見極めた上で、集団的自衛権・同盟関係の重要性の再認識も必要（第1章61～65頁）。多国籍軍への参加には集団的自衛権の容認が先決すべきだ。韓国の安全が日本の安全にとってもバイタルである以上、集団的自衛権は「伝家の宝刀」であるから、これの保有を「国際常識」に従ってオーソライズする必要がある。多国籍軍、P E U、国連軍等に参加するにしても「米国との緊密な連携を維持しつつ」行なわれるべきだ。今後、「国際社会の利益」と「国益」が乖離する可能性は少ないが、事態により「防衛力」を「公共財的」にでなく

「市場財的」に用いる必要がある（第4章219～228頁）。P K O協法力についてはP K F凍結解除は固より、武力紛争に対処できるよう「武器使用」規定を速かに改正すべきだ（第3章183頁）。

### 3 「国際派」と「国益派」—批判的検討

#### A 「国際公共価値」と「国益」—「普遍的安全保障」と「国際的安全保障」

「国際派」、「国益派」ともに冷戦終結後の世界の安全保障問題の中心が、核兵器をはじめとした脅滅の地域的拡散の方向や、南側諸国内での内戦、民族・宗教紛争及びテロなどに向かうと見ており、こうした転換期にある国際社会のなかで、日本も自国の平和だけでなく「国際の平和と安全」の維持・回復への積極的なコミットメントが求められるようになってきているとの認識では一致している。そうした意味において、殊に湾岸戦争における日本政府の対処の仕方や日本人一般の反応の仕方—「国際の平和と安全」に無関心な態度としての「一国平和主義」への焦燥、非難にも両者に共通の感情が見受けられる。

しかし、いうところの「国際（社会）」や「一国平和主義」の含意には両者の間に相当な隔りが存する。すなわち、「国益派」にとり、「国際」とはその中心に日米同盟関係が据えられており、そこから米国の行動への協力や米国の要求に応えることが「国益」に合致するという思考様式が導かれる。そこでは「国際社会」はつねに米国を中心に構成されたものとして観念され、そうした観念に結びつけられて「国益」が語られるのを特徴とする。これに対し、「国際派」によると、「危険なことには巻き込まれたくない」という国民的利己意識が国連の集団安全保障体制の理念の機能化に向けた日本の国際協力懈怠の結果を生んでいると見られる—そして、そのことが「平和憲法」についての消極的評価と結びつけられている。そこでは「国際社会」は途上国をも含む普遍的組織としての国連を中心に観念されており、また、そこでの「国際公共価値」とはこうした国連の集団安全保障体制の理念の機能化それ自体、もしくはこれを通じて実現される「国際の平和と安全」を内実とする価値の謂であろう。そして、

このようにして機能化されるべき普遍的組織としての国連の集団安全保障は「普遍的安全保障」と称される。こうした「国際派」の「普遍的安全保障」の立場からは、「国益派」に対し日米安保・集団的自衛権偏重や米国中心の西側社会への「過剰同化」への批判、さらには「国際貢献」を口実とする軍事大国化への警戒すら見られる。

一方、「国益派」のうち小沢一郎は日米同盟と国連との乖離が生ずることがないように、米国と国連との一体的行動を支えるための日本の協力体制づくりを米国貢献として説いていることから明らかなように、日米同盟緊密化の重要性を強調するにも拘わらず、殊更に集団的自衛権への言及を慎重に避けているように思われる。他方、戦略研の方は、「提言」でも明言されているように「国際的安全保障活動」のコンセプトの下に、予め集団安全保障、集団的自衛権、P E U、多国籍軍など全ての派兵形態において自衛隊の参加を可能ならしめるよう包括的な網を被せておいて、いかなる性質の武力紛争にも対処できるよう構想されている。しかし、これらの派兵形態はどれも等価のものとして並列されている訳でなく、なかでも集団的自衛権に特別のプライオリティが付与されている。それはおそらく、今後とも憲章42条型の国連軍実現が困難と見られる国際情勢の見通しの上に立脚しつつ、アジア・太平洋地域・殊に朝鮮半島有事に際し、中国の拒否権発動により国連安保理の制裁決議を欠く場合を具体的に想定してのことであろう。そうすると、事態により自衛隊が「公共財的」にでなく「市場財的」に使用されるというような「国連中心主義」なるものは極めて便宜主義的なものといわなければならない。しかも、戦略研によると、朝鮮半島での米軍展開支援のため、日米安保体制の見直しを前提とした日本側の集団的自衛保有・行使が「解釈改憲」を通じて可能だという<sup>18)</sup>。「国益派」のいう「国連中心主義」の内実は「日米安保中心主義」・「国益中心主義」であり、同様に「国際貢献」は「米国貢献」にほかならない。ここでは小沢の国民への世論対策を配慮した「政治の論理」よりも「軍の論理」の方が貫徹している。

## B 憲法解釈と改憲論

上の戦略研の、集団的自衛権の行使が自国防衛のための必要最小限度の範囲内を越えるものでないとする憲法解釈は、従来政府解釈によってさえ承認されてこなかった集団的自衛権を正面突破しようとするもので、「国益派」のなかでも突出したものであろう<sup>19)</sup>。しかし、戦略研の「提言」は格別、こうした小沢一郎に代表されるような「国益派」の「国際貢献」論と「国際派」の「国際公共価値」論との前述のような「相当な隔り」にも拘わらず、双方の憲法解釈の内容と改憲論に対する態度において相当な接近を示し、また合致する部分すらあることが明らかになる。すなわち、小沢は、集団的自衛権への言及を注意深く避けながら、「自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させること」は憲法9条1項で禁ぜられた「国権の発動」たる戦争及び武力行使には該らないとの憲法解釈を示している。一方、「国際派」の憲法解釈の方も、憲法9条1項が禁止するのは、個別国家によって「国際紛争を解決する手段として」遂行される「国権の発動たる」戦争及び武力行使であって、これは、「国際平和の維持・回復という国際公共価値実現のための国連の指揮下に遂行される強制措置」—例えば、自衛隊とは「別組織」の国連軍やP E Uへの参加とは本質的に異なるというものである。こうした両者の憲法解釈は、仮令国連軍への参加であっても武力行使それ自体を承認してこなかった従来の政府解釈からいっても、これを変更する所謂「解釈改憲」となるもので、その内容において基本的に合致しているといえよう。また、一旦このような「解釈改憲」の方向を示しておきながら、所論の如く変更した解釈を正規の改正手続により成文化すべきことを主張する「明文改憲」論を採る点でも双方とも合致する。尤も、「解釈改憲」が可能であるとの判断を示しておきながら、何故なお「明文改憲」を目ざすのかは双方ともその論旨からは必ずしも明らかでないといわざるを得ない<sup>20)</sup>。

ただ、「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ、そこには双方とも現行の「平和憲法」に対する消極的評価が存することは間違いなからうと思われる。そこ

で、次に、その政治的・政策的な当否は別にして、憲法解釈と改憲論に関し比較的詳細な理論的展開がなされている「国際派」の「平和憲法」に対する消極的評価につきやや仔細に立入って検討してみよう。蓋し、このような「国際派」の憲法論は、今後の改憲論の動向とも相俟って看過することのできない理論的内容を含むものと思われるからである。

その第一の特徴は、「平和憲法」批判が憲法学の「有力説」<sup>21)</sup>に向けられる点にある。憲法9条1項の戦争放棄つき、自衛、侵略とも一切の戦争を放棄したものと解釈する「有力説」に対し、「国際紛争を解決する手段として」の戦争に自衛戦争をも含ませて解釈するのは「あまりにも国際法上の用語を無視した解釈」であるとの批判がなされる。また、「有力説」がそうした解釈の論拠の一つに自衛戦争と侵略戦争との区別の困難なことを挙げている点をとらえて、これは自衛、侵略を区別する努力を放棄するもので、「国際社会全体の努力に水を差し、多くの明白な武力行使を事実上承認すること」になり妥当でないと説かれる。次に、第二の批判は「深瀬憲法学」に向けられる。論者は、国連憲章、日本国憲法をともに戦争違法化の歴史的潮流の一環をなす「同時代作品」と見、両者の理念と機能における「相互補完関係」を強調する見地に立つ。こうした見地からすると、9条1項の戦争放棄を、不戦条約成立を推進した戦争一般の「非合法化」思想の表明であると説明する深瀬説<sup>22)</sup>は、国連憲章と日本国憲法との「哲学の違い」を理由にして両者の「相互補完関係」を軽視するものであると批判される。また、確かに制憲当時、憲法9条は絶対平和主義的に解釈されたが、それは当時の国民の「嫌戦感情」など「歴史的要因」に規定されたものであったとする。そして、第三の批判は「樋口憲法学」に向けられる。戦後、日本が「自己制約的な軍事政策」をとってきた背景には、9条による「戦争責任代替機能」の客観的な働き（反面、国民の主観的自覚の欠如）があったからだとしつつ、しかし、今後はこれまでのようにその役割を9条に負わせるべきでない<sup>23)</sup>とした上で、「戦争責任を果さないうちは日本は国連軍への参加といった役割を担うべきでない」という樋口説<sup>24)</sup>への疑問が呈せられる。何故なら、戦争責任は性質上「これで責任を果した」という際限のない

課題である以上、「国際公共活動」を実現しつつこれを果して行くほかないからである、と。

先ず第一の批判については、これまでも指摘されてきた通り、「有力説」が「国際紛争を解決する手段として」の戦争という文言に敢えて自衛、侵略を一区別しないのではなく一問わない一切の戦争放棄といった国際法上の用例を越える意味を含ませるのは、自衛戦争を口実に侵略戦争の犯罪を犯してきたこの国固有の過去の歴史上の誤りに対する反省の上に立つからであると<sup>25)</sup>、さしあたりはこういうほかない。しかし、自衛と侵略の区別については、確かに、一般に軍事力の質と量的規模が敵対国のそれとの関係において相対化され、それが自衛目的のものか侵略目的のものかは客観的な区別が困難であるような場合が多いとしても、「有力説」が少なくとも、自衛権の存在自体を必ずしも否認している訳ではないところから見ても—その軍事力使用の具体的な場面たる戦争において、歴史上、論理上両者の客観的な区別を放棄しているとは思われない。ただ、憲法9条の解釈としては、国際法上の自衛権理解とは異なり、「武力による自衛権」を否認するという立場をとる（それ故、却って論者の批判とはむしろ逆に、武力行使を否認する立場を徹底することになると解される）。論理上は、侵略と自衛の客観的な区別の上に立って自衛権の存在を承認するが、それは自衛戦争—「武力による自衛権」を承認するものではなく、平和外交等の非軍事的な「武力によらない自衛権」に限るという解釈であろう。おそらく、論者の批判の前提には、自衛戦争から「区別」される侵略戦争に対する国連軍による軍事制裁（「国際公共活動」）を明文化する国連憲章と、「有力説」により侵略、自衛ともに一切の戦争を放棄したと解釈される非軍事的「平和憲法」とでは有効な「相互補完関係」に立つことが困難になるとの認識が存するのであろう。そこには、論者の、軍事制裁に担保されない経済制裁の実効性への不信の主張にも見られる通り、武力紛争の軍事的解決の有効性への信念と結びついた「正義の戦争」観がその根底に存するものと思われる。

この点、最近の一部の憲法学説では「有力説」を更に一步進めて、「国家固有の自衛権」それ自体を否認する傾向にあるとあってよい<sup>26)</sup>。この「自衛権

否認説」によると、侵略、自衛に拘わらずどのような性格の戦争でも、生命、身体、財産及び精神の破壊を内実とする人権侵害であることにかわりがないとの認識から、一侵略、自衛の客観的な区別を認識した上で一敢えて自覚的に侵略戦争だけでなく自衛戦争をも含めた戦争一般による軍事的解決の有効性への不信を投げかけ<sup>27)</sup>、こうした武力行使の可能性が絶えずつきまとう「国家の自衛権」に代えて、裁判上の人権としての「平和的生存権」が対置される。ここでは、侵略か自衛かといった戦争の性格を区別する努力の放棄や、そこからの逃避が見られる訳ではない。むしろ、例えば、米国の侵略戦争に対するヴェトナム民族解放戦争などの「正義の戦争」たる「自衛戦争」についても、その軍事的解決の有効性に対する批判的検証の試みが示唆されている<sup>28)</sup>。したがって「自衛権否認説」からは、人権（平和的生存権）侵害の前には自衛や「正義」を抗弁とすることができず、侵略、自衛両者とも「差別」するいわれがないということが一層明確なものとなる。すなわち、「差別」されないのは、侵略、自衛の戦争の性格ではなく、そこから生ずる人権（平和的生存権）侵害の事実、それ故の戦争一般の軍事的解決能力への疑問においてであろう。

このような軍事力の有効性への信頼と結びついた正戦論の立場からの「絶対平和主義憲法学」に対する批判—そこから導かれる「平和憲法」に対する消極的評価は、戦争違法化論や戦争責任論においても貫徹される。しかも、この正戦論の現代における「再生」<sup>29)</sup>はある種の「歴史主義」—「平和憲法」と雖も、冷戦終結や日本の経済大国化といった、半世紀前の制憲時とは全く異なる国際的、国内的な「歴史的要因」に規定され相対化されざるを得ないとともに、その時代要請に柔軟に応えるべきだとする「歴史（相対）主義」に導かれているのではあるまいか。いうまでもなく、この現代の正戦論は、近代の非差別戦争観以前の古典的正戦論が国際連盟規約や国連憲章などを通じてポスト冷戦時代において歴史的な「再生」を遂げたものである。こうした「歴史主義」に導かれた現代の正戦論においては、戦争の違法化も戦争責任も、戦争の性格により「区別」される「正義の戦争」観を基準に観念され、そこから侵略戦争は違法化され戦争責任を負うべきものと説かれると同時に、前者（戦争の違法化）は

歴史の此岸に閉じ込められ、後者（戦争責任）は歴史の彼岸に相対化されてしまう。このような「歴史主義」からは、戦争違法化を徹底させた「平和憲法」の、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験を通じた「絶対平和主義」的解釈も、制憲当時の国民の「嫌戦感情」などの「歴史的要因」に規定されたものとして、普遍化されることがない。侵略戦争や被爆など戦争体験の固有の過去を背負った「平和憲法」の下での日本の戦争責任に対するサボタージュについても、欧米の戦勝諸国の戦争責任に対するそれとの比較において相対化され、過去の戦争責任を理由とした日本の「国際公共活動」責任に対するサボタージュは許されないという。同時に、こうした「国際派」による正戦論再生の主張の背景には、国際的には冷戦終結後の湾岸戦争をはじめとする地球レベルでの地域紛争の多発に由来する「国際の平和と安全」の維持・回復の要請、国内的には80年代以降の日本の経済大国化が惹起した国際社会での地位上昇に相応しい—これらの地域紛争の軍事的解決に向けた—「国際貢献」の要請といった時代要請に柔軟に対応すべきだとする歴史認識が存在しよう。ポスト冷戦時代の到来により国連の集団安全保障体制が一相当に矮曲化された形であるが一機能化し始めるとともに、経済大国に相応しい「国際公共価値」実現のための武力行使は「正義の戦争」に転化する。要するに、「平和憲法」の歴史的役割は終わったのだという歴史認識の下に、侵略戦争の戦争責任もヒロシマ・ナガサキの被爆体験も、冷戦終結と戦後50年の時間の流れとともに、その体験の固有性は相対化され、「平和憲法」の普遍化への「努力」はその時間の流れのなかで放棄される。これは、ポスト冷戦時代において現代的な正戦論（bellum justum）の「再生」を企図する国際法学の立場からの「平和憲法」への新たな挑戦にほかならない。

論者も言う通り、「憲法は現実と乖離しているから現実に合わせてべきだ」といった従来の改憲論の如き単純な「現実論」ではなく、一方で「平和憲法」の歴史的限界を説きつつ、他方でそれが故に歴史的役割を終えた—もはや戦争責任機能を負わせるべきでないところの—「平和憲法」を、「明文改憲」を通じて、国際社会の普遍的組織たる国連の「普遍的安全保障」の理念の方に合わせるべきだという複雑な「現実論」である。何故なら、固より憲章の理念は「国



際社会」の「現実」により常に矮曲化される危険性がつきまとうものと解されなければならないからである。それは、要するに、憲法の理念を「現実」に合わせるのではなく、国連憲章の理念という別の「理念」の方に合わせるべきだという議論である。「平和憲法」の方は「歴史主義」によって普遍化の「努力」が放棄され相対化されるのに対し、国連憲章の集団安全保障の方は「普遍的安全保障」と称して普遍化される。そして、それは、論者のいう「国際公共価値」が付与されたところの国連軍による「正義の戦争」を概念化したものにはかならない。ここからは、「正義の戦争」に、軍事的有効性のみならず、普遍的組織としての国連の「公共性」を媒介にして軍事的公共性の価値<sup>30)</sup>をも付加しようとする思想が看取される。こうして「平和憲法」は歴史化・相対化されるのに対し、「正義の戦争」は「国際公共価値」(＝軍事的公共性)の下に普遍化・絶対化される・ポスト冷戦時代に「再生」されたこの現代の正戦は「合法性 (Legalität)」のみならず「正統性 (Legitimität)」の価値までも手に入れて普遍化されようとしているかに見える。

しかし、「国際派」には、このような正戦論によりかかった「安全保障論」はあっても、「正義の戦争」観に内在する軍事的有効性・公共性(論)への突きつめた検証に裏づけられた「平和主義」は見られない。蓋し、「国際公共価値」とは本来、軍事的有効性の思想を否認した「平和憲法」の精神を生かし、この国固有の侵略戦争の歴史的「経験<sup>31)</sup>」に根ざした戦争責任を果すことそれ自体を普遍化したものでなければならないからである。そして、もしそうであるならば—その上で念のためつけ加えておきたいのだが—「戦争責任を果すから武力行使を認めるべきだ」というのではなく、「戦争責任を果すからこそ武力行使を認めるべきでない」というのが平和主義を普遍化しようとする日本国憲法の規範的要請となろう。そのような憲法の「普遍的平和主義」は国連軍の「正義の戦争」によってでなく、まして「日米同盟軍の戦争」によってでもなく、まさに平和的生存権を通じて担保されるべきであろう。

## 〔結びにかえて〕

冷戦終結の歴史的激変のなかで、「国際派」も「国益派」も国際社会の抱える様々な困難—殊に武力による地域紛争の解決に向けた協力・貢献を説きつつも、「国益」を露骨に前面に出すことをしないのが普通の姿となっている。とりわけ「安全保障」に関しては両者ともに「一国平和」よりも「国際の平和と安全」を強調し、後者の維持・回復と相俟って前者も保障されるという。そして、この後者の維持・回復に対する経済大国に相応しい日本の「国際貢献」のあり方を問い質し、これに充分に対応し得ない「平和憲法」は時代遅れだとして—「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ—改憲論が主張される点でも両者は共通の立場にある。そこには、国連軍、自衛隊、「別組織」その何れであれ、武力紛争を解決するに際しての軍事的有効性（乃至公共性<sup>32)</sup>）への信念において一本の太い紐帯で結ばれた「同盟関係」が存在するかの如くである。ただ、国連の「普遍的安全保障」・国連軍か、それとも「国際的安全保障」・日米安保体制・自衛隊かの安全保障政策上の重点の置き方に相違があるにすぎない（尤も、「国際派」はそれこそが原理上の決定的な違いであるというかもしれないが）。

しかし、湾岸戦争がそうであったように、当初の集団的自衛権に基づく「多国籍軍<sup>33)</sup>」の「私的戦争」が米国絶対優位にある国連安保理による「武力行使容認決議」の権威を介して「公的制裁」に転化する<sup>34)</sup>ようなポスト冷戦時代においては、「普遍的安全保障」—「国際公共価値」の憲法論・改憲論が国際と国内の「歴史的要因」に規定されて、便宜主義的な「国際的安全保障」—「国益」の憲法論・改憲論に転化することがないとはいえない。こうした冷戦終結後の「歴史」の場面では、「国際派」と「国益派」とは—それ故、各々の論者の念頭にある「国連（安保理）」と「日米安保体制」とは何れか一方が他方へと容易に転化し合う「相互補完関係」にあり（「国際派」の説く国連憲章と日本国憲法との「相互補完関係」でなく一念のため）、その境界は歴史的に相対化されるであろう。

「平和憲法」を歴史の時間の流れのなかで風化させてしまうのではなく、その平和的生存権を通じた普遍化への「努力」の方こそが「平和を愛する諸国民 (the peace - loving peoples)」(憲法前文)にとりバイタルではあるまいか。

(脚 註)

- 1) 読売新聞社の「読売憲法改正試案」(This is 読売, 1994年12月)、また、読売新聞社調査研究本部=編:憲法を考える—国際協調時代と憲法第9条(読売新聞社, 1993年)、読売新聞社編:憲法21世紀に向けて(読売新聞社, 1994年)。
- 2) 例えば、渡辺治「読売『憲法改正試案』の政治的意味とオルタナティブの道」:法学セミナー1995年1月号, 10頁以下、同:政治改革と憲法改正, 488頁以下(青木書店, 1994年)。
- 3) 後述の註22)、24)、25)、26)を参照。
- 4) 本稿で「国際派」の憲法論・改憲論の代表として取扱うのは、大沼保昭「『平和憲法』と集団安全保障—国際公共価値志向の憲法を目指して—(一)(二・完)」:国際法外交雑誌第92巻1号, 1頁以下, 同2号, 44頁以下(1993年)。以下同論文からの引用箇所頁数は特記のない限りいちいち挙げないことを予め断っておく。なお、樋口陽一「『改革』派的・『国際』派的改憲論と戦後憲法学:全国憲法研究会編:憲法問題, 5号, 7頁以下(1994年)は示唆に富む。
- 5) 戦後保守政治における改憲(論)史の詳細な研究につき、渡辺治:日本国憲法「改正」史(日本評論社, 1987年)。
- 6) 例えば、小林宏晨「自衛権と自衛力」:小嶋和司編:増刊ジュリスト憲法の争点, 37頁以下(有斐閣, 1979年)。また、改憲への直接の言及は見られないが、以下のように、国際法(国連憲章、日米安保条約)上の集団的自衛権を含めた自衛権の国際社会での「社会機能」を強調するのは、筒井若水「自衛権とは何か」:世界, 1994年1月号, 191頁以下。また、同:国連体制と自衛権, 95頁以下、就中119頁(東京大学出版会, 1992年)では、自衛権の「公的行為としての側面」にも注目している。筒井前掲論文200-201頁は、「憲法との関係でいわれる『違法な武力行使』は、一括して評価されるべきものではなく、国際社会(法)の『常識』にしたがえば、強制措置や自衛を含まない」とした上で、集団的自衛権を国内的に行使しないと決めることは自由であるが、「そのことが国際的義務を損なったり『非常識』と受けとめられ、国際社会のメンバーとしての資格を疑われる危険」があると指摘する。そうした集団的自衛権の「社会機能」の最近の例として湾岸戦争における「多国籍軍」の武力行使が挙げられる。すなわち、「『湾岸多国籍軍』についてみれば、集団的自衛権によって、決議(安保理一筆者)の出る前から作戦を展開しており、NATOの活動も、元来は集団的自衛権下で動くことを予定している」と

し、そこから「日米安保条約で、日本防衛とかかわりなく、在日米軍が極東条項の発動で出動し、それが国連決議を受けているとした場合に、これを支えることが日本にとって何よりの『国連協力』になる、という事態も、あらかじめ覚悟しておく必要がある」という憲法との関係で一括して評価されるべき「違法な武力行使」の事態についての予測が導かれる。

元来、個別国家の行動たる自衛権（集团的自衛権の場合、「集団行動」であるが故になおさら）の発動が「国連協力」すなわち「国際の平和と安全」の維持・回復に協力することになるとする論理は、筒井の場合、その独特の自衛権の「社会機能」論により説明される。ここでも「日本防衛とかかわりない」集团的自衛権の発動が国連安保理決議を介して「国連協力」になるというふうには、問題関心が「防衛」よりも「国際の平和と安全」へと重点移動を示している。ただ、後述のように大沼前掲論文では後者の維持・回復が集団安全保障の機能化により実現されると説くのにに対し、筒井の場合、自衛権、殊に集团的自衛権を中心に論じられるのが特徴である。筒井はおそらく、ポスト冷戦時代においてもなお国際秩序の一元的な集権化は困難であると見て、集団安全保障よりも集团的自衛権の国際社会での「社会機能」を重視する立場に立つのであろう。こうした筒井の集团的自衛権重視の立場に対し、大沼前掲論文（一）7頁によると、「自衛がいかなる社会的、公共的機能をはたしており、それが国際社会の構成員によっていかに評価されているかについての論証に乏しく、説得力を欠く」という。

なお、こうした冷戦後の安全保障の現状を踏まえた筒井の集团的自衛権の「社会機能」承認の立場は、「防衛」よりも「国連協力」、「国際の平和と安全」に親しむ点で、従来の国際法上の自衛権論からの「平和憲法」批判と異なるので、本稿でいう「国際派」—「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」に含めて取扱ってもよいかもしれない。ただ、直接の改憲への言及がないので「改憲志向」とまでは特徴づけにくい点を考慮した。

- 7) 大沼前掲論文（二・完）66頁によると、日本が果すべき「国際公共的役割」の主たる分野は民生分野であり、且つそれが日本の「得意分野」であるという。それ故、日本がそうした「得意分野」にばかり特化するのには「虫がよすぎる」ので、苦手な軍事部門の「国際公共的役割」も果すべきである、と。これに対し、浦田一郎：現代の平和主義と立憲主義、75～77頁（日本評論社、1995年）は、国連憲章42条による軍事介入は行なうべきではなく、「文明社会として本来は、外交的、経済的働きかけが限度ではないか」と問題提起した上で、「軍事容認に基づく不始末の対処について、軍事容認の国が軍事放棄の国に参加を求めるのは、筋が通らない」という。なお、この点に関しさらに、大沼前掲論文（一）52～53頁、（二・完）60～61、66～67頁などには、軍事制裁に裏づけられない経済制裁の実効性を疑問視する指摘が見られる。
- 8) 後述の註22)、24)、25)、26)を参照。
- 9) 従来の政府解釈（1980年10月28日の鈴木内閣政府答弁書）では、「当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」

とするものであった。

- 10) その代表例として、小沢一郎：日本改造計画（講談社、1993年）のなかで示されている憲法解釈、改憲論が挙げられる。また、所謂小沢調査会答申案「国際社会における日本の役割—安全保障問題に関する提言」（1992年2月10日）も参照。なお、回答申案につき、渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，145頁以下。
- 11) 同著、就中33頁以下、102頁以下。ここでもいちいち引用箇所を挙げるので同書の参照を乞う。
- 12) 日本戦略研究センターとは、金丸信失脚後、小沢一郎が会長職を「相続」し、主に元自衛隊制服幹部で理事等の役員が構成されているところから（理事長は、憲法66条2項の文民規定に反して就任した元法相の永野茂門）、防衛庁の兵器購入に大きな力をもつ圧力団体でもあるといわれる（渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，491頁）。
- 13) 同書（原書房、1994年）。
- 14) 「提言」ではこの後さらに続けて、「国際的安全保障活動への参加は通商国家としてのわが国の国益を保護する面で不可欠の意義を持つ」とし、この点を後の本文（同書124頁）では、「日本から中東に至る石油ルートの安全確保はわが国の国益そのもの」であると断じるような露骨な生々しい記述が見られる。
- 15) 従来の政府解釈、例えば1981年5月29日稲葉誠一議員に対する政府答弁書によると、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集团的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」という。その他、1972年10月14日参議院決算委員会提出資料における政府見解、1983年4月1日参議院予算委員会での角田法制局長官答弁も同旨。
- 16) 「提言」では、「専門部隊」設置も考慮するが、「武力行使を回避できない場合がある」との認識から自衛隊の参加が基本であるとする（現行部隊指定方式）。この点、世論対策を優先して「別組織」を提案する小沢前掲書135-137頁とは異なる。
- 17) 以下の引用箇所の頁は、戦略研前掲書の分担執筆者にかかる本文からのものである。
- 18) 戦略研前掲書、例えば「提言」9頁等。
- 19) ほかに小田村四郎、「憲法と集团的自衛権」：防衛法研究，14号，9頁以下（1990年）も、憲法9条の解釈として集团的自衛権の保有と行使を承認して次のようにいう。「経済面だけにせよ、世界的大国としての地歩を築いた今日…『世界に貢献する日本』は、竹下内閣以来わが国最大の政治目標となっている。」集团的自衛権は、憲法上もその行使に何の制約もない、と（同論文21頁）。
- 20) 小沢の「解釈改憲」から「明文改憲」乃至「基本法方式」への方針転換につき渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，163頁以下。
- 21) 大沼前掲論文（一）17頁、25頁では「有力説」の代表例として宮沢俊義：（コンメンタール）日本国憲法，164～179頁（日本評論社，1955年）が挙げられている。
- 22) 深瀬忠一：戦争放棄と平和的生存権，206頁以下，また124頁以下（岩波書店，1987年）。

- 23) 大沼前掲論文(二・完) 69頁。
- 24) 樋口陽一：もういちど憲法を読む, 161頁以下, とりわけ171頁以下(岩波書店, 1992年)。
- 25) 宮沢俊義(芦部信喜補訂)：全訂日本国憲法, 161頁以下(日本評論社, 1979年)、清宮四郎：憲法1, 新版, 110頁以下(有斐閣, 1973年)他。また、樋口、佐藤(幸)、中村(睦)、浦部：注釈日本国憲法, 168頁(樋口陽一執筆分)(青林書院新社, 1984年)も参照。
- 26) その代表的なものとして、山内敏弘：平和憲法の理論, 121頁以下, とりわけ217頁以下(日本評論社, 1992年)。浦田一郎前掲書, 139頁以下は、「立憲主義を重視する立場」から、自衛権という同じ言葉に別の意味を与えることは、勿論、論理的には可能であるが、その場合にはその実際上の必要性や妥当性を論証する必要がある」とした上で、「平和外交などの基礎づけに自衛権概念が必要であろうか」と従来の通説的な「武力によらない自衛権」論に対し疑問を呈する(同書146頁)。また、澤野義一『「自衛権」論の批判的検討』：大阪経済法科大学「法学研究所紀要」第18号, 5頁以下(1994年)
- 27) 浦田一郎前掲書, 70頁以下。
- 28) 同上79頁以下によると、反ファシズム戦争やヴェトナム民族解放戦争などの例を挙げて、「多くの『正義の戦争』とされてきた戦争において、戦争に必然的に伴う人権侵害が、『正義』の側によってもどのように行なわれてきたか、究明して行く必要がある」という。なお、横田力「最近の改憲構想と平和主義」：法の科学22号, 111頁以下(1994年)も参考になる。
- 29) 樋口前掲論文「『改革』派的・『国際』派的改憲論と戦後憲法学」, 14頁、及び樋口編：講座憲法学(第2巻)主権と国際社会, 126頁以下(樋口執筆分)(日本評論社, 1994年)は、古典的正戦の現代における「復活」といういい方をする。また、樋口前掲書：もういちど憲法を読む, 161頁以下。
- 30) 軍事的公共性論はこれまで専ら、日米安保条約に基づく在日米軍基地の公害訴訟などの諸判決において、市民的権利に優越する自国防衛上の軍事的公共性として論じられてきた。例えば、厚木基地公害訴訟控訴審判決(東京高判昭61年4月4日判時1192号1頁以下)によると、「わが国の防衛の問題は、国家としての存立と安全にかかわると同時に世界におけるわが国の在り方とも密接に関連し極めて高度な公共性を帯びる事項である」(傍点筆者)という。本稿の問題関心からいうと、ここですでに、軍事的公共性が「わが国の防衛」とともに「世界」という国際性との関連において語られている点が注目されよう。なお、原野翹「『軍事的公共性』論の検討」：法律時報63巻11号, 84頁以下(1991年)。
- 31) 樋口陽一・井上ひさし対談「日本国憲法は生きている」：世界1995年6月号, 53頁によると、世代的な体験にばかりよりかかっていたのでは次の世代に継承することができない、「体験を経験にまで高めてはじめて継承されるのだ」(樋口発言)という。この点に関し、拙稿「転換期にある平和教育」(北海道合同教育研究推進委員会編：北海道の教育1994年版, 389頁以下所収)のなかで、直接の戦争体験のない「戦争を知らない若者

たち」の世代に戦争責任を問う場合、「過去のもつ意味を現在に関連づけて…過去の戦争責任をこれまでの戦後政府がなおざりにしてきたことに対し、これを現在のわれわれの戦争責任としてあらためて問う作業が是非とも不可欠」だとした上で、その際「現在に至るまでそういう無責任な政府を選挙で選んできたのだという、主権者としての『戦後責任』を若い世代も分有することを」認識せしめる必要があり、そうした「戦争責任問題への国民の側からの主体的なアプローチが、これまで大学の憲法教育の現場で系統的な授業計画として配慮されたことすらあるのかどうか大いに疑問のあるところである」と指摘したことがある。

- 32) 尤も、「国益派」にとり軍事力が「公共財的」にばかりでなく「市場財的」にも使用される事態が想定されている（戦略研前掲書228頁）ところから見て、軍事的公共性への信念を共有するかは疑問なしとしない。しかし、前掲註30）厚木基地公害訴訟控訴審判決にも見られる通り、「わが国の防衛」それ自体に公共性を承認する見地からは、これをさらに一步進めて、国連による「公的権威」の援用ではなく国連憲章51条の援用により集団的自衛権の公共的価値乃至「社会機能」（筒井若水前掲書—前掲註6）参照）を認め得る余地もあろう。ただ、この場合、同じく軍事的公共性といっても、普遍的組織としての国連の介入の有無により、その内容が異なる点に注意を要する。
- 33) 「多国籍軍」の法的性格につき国際法学者の見解は複雑に分岐しており、これまでのところ国際法学上の定説はないようである。最上繁樹「湾岸戦争と国際法」：法学セミナー1991年3月号、14頁以下、田中忠「国連の平和維持活動と日本の参加・協力」：法学セミナー1991年11月号37頁、香西茂「イラクに対する軍事行動の限界はどこまでか」：法学セミナー1990年11月号、28頁以下、松井芳郎：湾岸戦争と国際連合、69頁以下（日本評論社、1993年）他多数。なお、大沼前掲論文（二・完）59頁は、湾岸戦争における「多国籍軍の行動を「半公共的（自衛と公的制裁の複合的）行為」と解しているようである。
- 34) この点につき、拙稿「平和主義と『国際貢献（論）』の現在」：上田勝美還暦記念・日本社会と憲法の現在、15頁以下、とりわけ16頁以下（晃洋書房、1995年）で、湾岸戦争をはじめとする地域紛争における「多国籍軍方式」の下で、集団的自衛権と集団安全保障との「ボーダーレス化」現象が生ずることにより、前者が国連安保理の権威を介して恰も後者の如き「公共的価値」の外見をまとうようになることを指摘した。

（1995年6月9日脱稿）